

横浜市補装具費の代理受領に係る補装具事業者の登録等に関する要領

平成21年9月15日制定 健障福第1280号（局長決裁）

令和2年4月1日改正 健障自第19号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第76条の規定に基づく補装具費の支給に関し、横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例等施行規則（平成18年横浜市規則第21号。以下「横浜市総合支援法施行規則」という。）第18条及び厚生労働省が定める「補装具費支給事務取扱指針」に基づき、横浜市における補装具の販売、製作及び修理（以下「補装具の提供」という。）を行う事業者（以下「補装具事業者」という。）の登録及び補装具費の代理受領等について、横浜市障害者（児）補装具費支給事務取扱要綱に定めることのほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業者の登録）

第2条 補装具事業者の登録は、補装具の提供を行う事業者が事業所ごとに行うものとする。

2 前項の登録を受けようとする補装具事業者は、次に掲げる書類により市長に申請しなければならない。

- （1）横浜市補装具事業者登録申請書（第1号様式）
- （2）補装具事業所調査書（第2号様式）
- （3）登記簿謄本（個人事業主の場合は住民票抄本）
- （4）事業者概要経歴（第3号様式）

3 市長は、前項の申請があった場合には、申請内容について本要領別紙に定める横浜市補装具事業者登録基準（以下「登録基準」という。）等に照らし、適当と認めるときは登録を行い、適当と認めないときは登録しないものとする。

（登録の通知）

第3条 市長は、第2条の規定により登録を行うときは、登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）に対し、横浜市補装具事業者登録決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（変更等の届出）

第4条 登録事業者は、登録事項に変更が生じたとき若しくは補装具事業者としての登録を廃止するときは、補装具事業者変更・廃止届（第5号様式）により速やかに市長に届出なければならない。

(登録の継続確認)

第5条 市長は、登録事業者に対し、必要に応じて登録の継続確認を行うものとし、登録事業者は、市長が行う登録の継続確認に協力するものとする。

(登録の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業者に係る登録を取消すことができる。この場合、登録事業者は、市長に対して登録の取消しによって生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 登録事業者が、登録基準を満たすことができなくなったとき。
- (2) 前条による登録の継続確認ができないとき。
- (3) 登録事業者が、不正の手段により登録を受けたとき。
- (4) 登録事業者が、本要領に反する行為を行ったとき。
- (5) 登録事業者が、補装具費の請求に関し不正を行ったとき。

(登録事業者に係る情報提供)

第7条 市長は、登録事業者に係る情報のうち、次に掲げる事項について障害者又は障害者の保護者（以下「補装具費支給対象障害者等」という。）に提供できるものとする。

- (1) 登録事業者及び事業所の名称、所在地及び連絡先
- (2) 登録事業者及び事業所の代表者氏名
- (3) 事業開始年月日
- (4) 取り扱う補装具の種類
- (5) その他市長が必要と認める事項

(登録事業者の責務)

第8条 登録事業者は、補装具の提供に当たり、補装具費支給対象障害者等の人格を尊重するとともに、法令及びこの要領を遵守し、忠実にその職務を遂行しなければならない。

(遵守事項)

第9条 登録事業者は、補装具の提供に当たっては、厚生労働省基準及び本要領によるほか、法及び同法施行規則の規定に従わなければならない。

- 2 登録事業者は、補装具に係る厚生労働省通知等を適宜確認し、関係情報の収集・把握に努めなければならない。
- 3 登録事業者は、補装具の提供に当たって生じる個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月25日横浜市条例第2号）及び同条例施行規則を遵守しなければならない。
- 4 登録事業者は、補装具の提供に当たり、第三者に委託する場合には、当該受託業者に対

し、本要領について周知し、遵守させる義務を負うものとする。

(補装具費の代理受領)

第 10 条 横浜市総合支援法施行規則に基づき、登録事業者が補装具費支給対象障害者等から当該補装具費の代理受領の委任を受ける場合は、委任状（第 6 号様式）により委任を受けるものとする。

(補装具費の請求等)

第 11 条 登録事業者は、補装具費の請求に当たり、補装具費支給券及び委任状を添付した請求書を、速やかに区長に提出しなければならない。

2 区長は、登録事業者から補装具費の適法な請求を受けた日から 30 日以内にその額を支払うものとする。

(関係帳簿等の保存)

第 12 条 登録事業者は、補装具費の代理受領に係る帳簿及び関係書類を 5 年間保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 21 年 9 月 30 日以前に横浜市と補装具の購入及び修理に関する委託契約を締結している補装具事業者であって、平成 22 年 3 月 31 日までに事業者登録を申請する場合は、平成 24 年 3 月 31 日までの期間に限り、別紙登録基準を満たさないときであっても登録を受けることができるものとする。また、平成 24 年 4 月 1 日以降に別紙登録基準を満たさないときは、本要領第 6 条の規定に基づき、その登録を取り消すことができるものとする。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。ただし、様式については従前のものを適宜訂正のうえ、当分の間使用できるものとする。

別紙

横浜市補装具事業者登録基準

取扱種目	登録基準
(1) 義肢及び装具	義肢装具士を配置している業者であること。 ※ 採寸のみを取扱う場合を除く。 ※ 事業者内に義肢装具士を配置しており、採型と身体の適合の際に当該義肢装具士が立ち会うことができる場合は、必ずしもすべての事業所に義肢装具士を配置していなくてもよい。
(2) 補聴器及び人工内耳	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づく届出等をしている業者であること。

(経過措置)

この登録基準は、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

ただし、平成 21 年 9 月 30 日以前に横浜市と補装具の購入及び修理に関する委託契約を締結している補装具事業者であって、平成 22 年 3 月 31 日までに事業者登録を申請する場合は、平成 24 年 3 月 31 日までの期間に限り、この登録基準を満たさないときであっても登録を受けることができるものとする。また、平成 24 年 4 月 1 日以降にこの登録基準を満たさないときは、本要領第 6 条の規定に基づき、その登録を取り消すことができるものとする。

(第1号様式)

横浜市補装具事業者登録申請書

年 月 日

(申請先)

(申請者)

横浜市長

事業者名 (法人又は
個人事業主)

代表者氏名

印

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の規定に基づく、補装具製作・修理業者として登録を受けるため、必要書類を添付して申請します。また、補装具費の代理受領を行う旨について申し出ます。

フリガナ				
	事業所名称			
	〒	—		
	事業所所在地			
	事業所代表者	役職		氏名
連絡先	電話番号		FAX番号	
	E-mail アドレス			

フリガナ				
	事業者名称 <small>(法人又は個人事業主)</small>			
	〒	—		
	事業者所在地			
	代表者	役職		氏名
連絡先	電話番号		FAX番号	

↑ 請求元の選択 見積・請求を行う方の口内にV印を記入してください。補装具費支給券の送付先となります。

取扱補装具種目 (取扱をする種目の 左に○印を記入して ください)	骨格構造義肢(*1)	眼鏡	歩行補助つえ
	殻構造義肢(*1)	補聴器(*2)	座位保持いす(児童)
	装具(*1)	人工内耳(*2)	起立保持具(児童)
	座位保持装置	車いす	頭部保持具(児童)
	視覚障害者安全つえ	電動車いす	排便補助具(児童)
	義眼	歩行器	重度障害者用意思伝達装置

登録基準該当確認
(上記で*印の付く種目を取り扱う場合、次の該当箇所の左に○印を記入してください)

*1 義肢及び装具	義肢装具士を事業所又は事業者内に配置している。
	義肢装具士を事業所又は事業者内に配置していない。(採寸のみ取扱可能)
*2 補聴器及び人工内耳	医薬品医療機器等法に基づく届出をしている。

事業所番号

↑この欄は横浜市で使用します。

(第2号様式)

補 装 具 事 業 所 調 査 書

フリガナ		
事業所名称		
従業員情報	管理者又は責任者 名	〔 管理者又は責任者氏名 〕
	技術者 名	〔 うち、義肢装具士 名 〕
	※ 義肢及び装具を扱う場合で、法人内に設置している場合	〔 法人内の義肢装具士 名 〕
	※ 記載した人数分の義肢装具士免許証の写しを添付してください。	
	事務員 名	
	その他 名	〔 〕
計 名		
医薬品医療機器等法上の許可・届出	有 〔 年 月 日 販売業 届出済証交付 年 月 日 販売業 許可証交付 年 月 日 修理業 許可証交付 〕 ・ 無	
取引関係医療機関		
補装具の委託契約(又は登録)済の都道府県や市町村名		
年間平均取扱件数	生産件数	件 〔 うち、補装具種目 件 〕
	販売件数	件 〔 うち、補装具種目 件 〕
	修理件数	件 〔 うち、補装具種目 件 〕

(第4号様式)

第 号
年 月 日

横浜市補装具業者登録決定通知書

様

横浜市長 印

年 月 日に申請(本市受理日)のありました横浜市補装具事業者の登録について、次のとおり登録することとしたので、横浜市補装具費の代理受領に係る補装具事業者の登録等に関する要領第3条に基づき、通知します。

記

登録内容

- 1 事業所所在地
- 2 事業所名
- 3 代表者氏名
- 4 連絡先
- 5 事業者名
- 6 登録事業者番号
- 7 登録年月日
- 8 取扱補装具の種目

横浜市健康福祉局障害自立支援課福祉給付係
TEL:045-671-3891 FAX:045-671-3566

(第5号様式)

補装具事業者変更・廃止届出書

年 月 日

横浜市長

事業者名 (法人又は
個人事業主) _____
事業所名 _____
代表者 _____ 印
事業所番号 _____

次のとおり登録内容の変更・廃止について届け出ます。

1 変更

変更年月日	年 月 日	
変更があった事項 (該当項目番号に○を 記入してください。)	1	事業所の名称
	2	事業所の所在地・連絡先(電話・FAX番号等)
	3	事業所代表者の氏名
	4	事業者の名称
	5	事業者の所在地・連絡先(電話・FAX番号等)
	6	事業者代表者の氏名
	7	取扱種目
	8	義肢装具士の追加(追加事業所名・追加人数)
	9	医薬品医療機器等法上の 届出・許可の追加 (補聴器及び人工内耳) { 年 月 日 販売業 届出済証交付 年 月 日 販売業 許可証交付 年 月 日 修理業 許可証交付 }
	10	その他()
変更の内容	旧	
	新	

2 廃止

廃止年月日	年 月 日
廃止事由	

※変更または廃止の事由が発生した場合は、速やかに横浜市に届け出てください。

変更事項の該当項目によって必要となる書類(登記簿謄本の写し、義肢装具士免許の写しなど)を添付してください。

(第6号様式)

委任状

甲は、横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例等施行規則第18条に基づき、補装具費(交付補装具名:)の請求及び受領に関する権限を乙に委任します。

年 月 日

甲 委任者

住所

氏名

Ⓜ

乙 受任者

住所

事業者名

代表者職氏名

Ⓜ